

令和3年9月27日招集

令和3年 第9回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和3年第9回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和3年第9回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和3年9月27日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門脇 功
4番 東海 林光輝	6番 寒河江 一浩	7番 庄子 裕絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	10番 石山 一穂
11番 吉田 好春	12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸
14番 阿部 昇	15番 大内 恒一	16番 小野 博
17番 岡田 和敏	18番 瀬野 幸太郎	19番 菅原 繁治

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第13号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 5 報第14号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 6 議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 9 議第59号 農用地利用集積計画について
- 第10 農地あっせん委員会の報告
- 第11 農地転用委員会の報告
- 第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農政主査兼係長	杉村 兼吾
農地係長	松岡 義朗	主任	三坂 智江美

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和3年第9回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員であります。遅刻の届出ありました委員、まだ見えていない委員は、おりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

17番 岡田和敏委員、18番 瀬野幸太郎委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第8回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第13号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第9、議第59号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和3年第9回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は2件です。

報第13号農地の転用の制限の例外確認申請について。

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係。

受付番号6番、申請者住所氏名：東根市板垣北通り●●●●●、●●●●●。転用しようと

する土地の表示、土地の所在：大字若木字野川向●●●●。地目：畑。

面積：1,649 m<sup>2</sup>の内 195.30 m<sup>2</sup>。土地の所有者：●●●●。転用の理由：農業用物置を設置する。所要面積：農業用物置 49.68 m<sup>2</sup>、通路他 145.62 m<sup>2</sup>。3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、1件であります。

報第14号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号56番、土地の所在：大字蟹沢字熊の堂●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積：1,195 m<sup>2</sup>。賃貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。

賃借人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。

解約後の利用：第三者に売却であります。5頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、6件です。

議第56号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号75番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：2,210 m<sup>2</sup>。譲渡人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●、●●●●。

事由：共有持分の無償譲渡、持分：24分の3。経営面積：22a。

譲受人住所氏名：東根市中央三丁目●●●●、●●●●。事由：共有者からの持分譲受、持分：24分の13。経営面積：22aであります。

以下、受付番号76番から7頁の79番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号80番、土地の所在：大字野田字舞台●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：644 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市大字野田●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：232a。借人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。

事由：経営規模拡大、経営面積：687aであります。

農地法第3条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させて

いただきます。9頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

議第57号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係。

受付番号9番、土地の所在：中央二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：140㎡。申請人住所氏名：東根市中央二丁目●●●●、●●●●。職業：農業。転用後の主要目的：既存建物、新設カーポート、新設駐車場、通路 他で、所要面積計が473.75㎡で併用地があります。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、9件です。

議第58号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号38番、土地の所在：中央二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積406㎡。譲渡人住所氏名：東根市中央二丁目●●●●、●●●●。職業：農業。譲受人住所氏名：東根市中央二丁目11番1号、天野地所株式会社 代表取締役 天野誠也、職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲、所要面積計：406㎡。備考として、所有権移転があります。

以下、受付番号39番から13頁の受付番号46番までの8申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第4条及び第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にさせていただきたいと思っております。15頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、4計画です。

議第59号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。16頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 34 番、土地の所在：大字荷口字赤沼●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。地積：1,307 m<sup>2</sup>。売人住所氏名：西村山郡河北町大字田井●●●●、●●●●。買人住所氏名：西村山郡河北町大字田井●●●●、●●●●。利用目的：畑として利用。移転時期：令和 3 年 9 月 27 日。対価、総額：150,000 円、支払い方法：現金。支払期限：令和 3 年 10 月 12 日、引き渡し時期：令和 3 年 10 月 13 日。買人の耕作面積は 426 a であります。

以下、受付番号 35 番の申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 197 番、土地の所在：大字蟹沢字藤ノ木●●●●。地目、登記簿：田、現況：樹園地、地積：3,290 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 3 年 9 月 27 日、終期：令和 10 年 9 月 26 日。賃借料：10 a あたり 19,149 円。7 年新規。借人の耕作面積は 280 a であります。

以下、受付番号 198 番の申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 4 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

#### 【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。15 番、大内恒一農地あっせん委員会委員長。

#### 【15 番大内恒一農地あっせん委員会委員長】

はい、15 番大内です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 9 月 17 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 5 件、賃貸借権設定の許可申請 1 件、合計 6 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 9 月 15 日実施の、事務局による現地調査さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に

審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 75 番、76 番の申請事由は、共有持分の譲受となります。

受付番号 77 番の申請事由は、耕作困難による買戻しとなります。

受付番号 78 番から 79 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 80 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

なお、受付番号 75 番、76 番及び 78 番については、農地の位置、面積、形状等からみて、当該耕作者しか取得できない状況にあることから、農地法施行令第 2 条第 3 項第 3 号の特例に該当するものと判断したところであります。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

#### 【議長】

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

9 番、仲野孝藏農地転用委員会委員長。

#### 【9 番仲野孝藏農地転用委員会委員長】

はい、9 番仲野です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 9 月 17 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 9 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 9 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 4 条についての農地区分及び、立地基準の判断であります。受付番号 9 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の (1) のエの (ア) b (c)」に該当。

次に、農地法第 5 条についての農地区分及び、立地基準の判断であります。受付番号 38 番、44 番及び 46 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 38 番及び 44 番については宅地分譲、

受付番号 46 番については一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当。

受付番号 45 番については、水道・下水道管が埋設されている沿道区域で、かつ、申請地から 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設があるため、第三種農地となりますが、建築条件付建売分譲を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) a (a)」に該当。

受付番号 39 番、40 番、42 番及び 43 番については、農地の規模が 10 ヘクタール以上の区域にあるため、第一種農地となりますが、受付番号 39 番及び 40 番については、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 までの拡張で、駐車場兼雪捨て場、受付番号 42 番については、集落に接続して建売分譲、受付番号 43 番については、集落に接続して一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) e (e)」に該当。

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当。

受付番号 41 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域と、農地の規模が 10 ヘクタール以上の区域にまたがっているため、第三種農地及び第一種農地の混在となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

#### 【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 12、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから 15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。15分をめぐり、地区委員会の開会をお願いいたします。それではここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【13番 栗原洋幸委員】**

13番栗原です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第56号については、共有者からの持分譲受によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていることを認め、許可することの意見の一致をみました。

議第57号及び議第58号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくをお願いいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【4番 東海林光輝委員】**

4番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第56号については、農業再開によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていることを認め、許可することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくをお願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【2番 本田勝彦委員】**

2番本田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第56号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていることを認め、許可することの意見の一致をみました。

議第58号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たして

おり、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 59 号については、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

**【議長】**

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 13 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び、報第 14 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 56 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 57 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 59 号農用地利用集積計画について、以上 4 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第 56 号から議第 59 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 56 号から議第 59 号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 3 年第 9 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員